国 保 だ よ り

住民福祉課　医療保険係　☎５５－６４２６（直通）

蘭越町国民健康保険税条例の改正に伴い、令和7年度から下記のように変更になりました。

○ 国民健康保険税限度額の変更について

	令和6年度賦課限度額	令和7年度賦課限度額
医療給付費分	650,000円	660,000円
後期高齢者医療支援金分	220,000円	260,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円
合計	1,040,000円	1,090,000円

令和７年度の納税通知書は６月１３日に送付します。

～ 保険の切替について ～

就職して社会保険等に加入した時や、退職して社会保険等を脱退した時は、ご自身での国保への届出が必要です。**自動的には切り替わりません。**

国保の資格は「届出日」ではなく「社会保険を喪失した日」に発生するため、届出が遅れれば遅れるほど、保険料負担が増大し、届出以前にかかった医療費が全額自己負担になる場合もあります。

春から職場が変わった方、社会保険等に加入したはずなのに国保の納付書が届いた方などは、今一度ご確認ください。

《事業主の皆さまへ》

社会保険等に加入している被保険者が退職し、国民健康保険に加入する際、事業主が発行する「被保険者資格喪失証明書」が必要になります。
ご協力よろしくお願いいたします。

※国保だよりは町ＨＰ・ＨＴＢデータ放送・マチナビ（アプリ）からご覧いただけます。